初期活動の3原則

その❶　早く知らせる

○小さな火だと思っても「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければ、やかんなどをたたいて異変を知らせる。

○小さな火でも119番に通報する。当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。

その❷　早く消火する

○出火から３分以内が、消火できる限度。

○水や消火器だけで消そうと思わず、座ぶとんで火をたたく、毛布で火を覆うなど、身近なものを活用して、いかに早く消火活動ができるかがポイント。

その❸　早く逃げる

○天井に火が燃え移ったら、潔く避難する。

○避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて、空気を絶つ。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）

3つの習慣

①寝たばこは、絶対やめる。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

②寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制をつくる。

救急車呼ぶ？どうする？迷ったときは「＃７１１９」

救急相談センター広島広域都市圏の電話相談開始

問い合わせ
保健医療課 ☎(59)2140

1月28日から大竹市を含む広島広域都市圏の15市町で運用が始まった「救急相談センター」。これは急な病気やけがで、救急車を呼ぶべきかどうか迷ったときに、電話で相談できる仕組みです。相談を受けるのは、看護師で24時間365日の対応ができます。

相談者から症状を聞き取り、緊急度を判断。相談者の近くの119番への転送や応急処置の助言をします。

このサービスの導入には、救急車の適正利用の促進が背景にあります。

本市の救急車の出動は、平成30年1月から12月までに１４２６件ありました。その内、病院への搬送に至らなかった事例が２０４件。7分の1は、救急搬送の必要が認められませんでした。

現場で確認すると、自家用車やタクシーで病院へ行くことができるケースや、安静にしていれば治まるケースもあったといいます。命にかかわる人が一刻を争うときに、間に合わなくなることが問題です。

消防署では、限られた人員や救急車の効率的な運用のためにも「救急相談センター」の活用を呼びかけています。

もちろん緊急時には、ためらうことなく119番に連絡してください。

救急車を呼ぶかどうか、迷ったときは「#7119（シャープ）」にダイヤルを。

○つながらない場合や、山口県エリアから携帯電話でかける場合は☎ 082-246-2000へ。

○夜間対応の病院は「救急医療NET HIROSHIMA」で検索。

○休日在宅当番医は、広報紙、市ホームページに掲載。

救急車の出動回数は年々増えています。救急相談センターの利用で適正な利用が進むことを期待しています。

期間中の行事

○**火災予防広報**

のぼりの設置、ポスターの掲示、消防車による火災予防広報など

○**立ち入り検査**

対象は、市内の多くの人が出入りする建物（一般住宅を除く）や危険物を取り扱う会社

○**消防署・消防団合同訓練**

とき　3月3日(日)　9時～

ところ　小方学園

木造建物が密集した地域での火災を想定した消防訓練を実施します。

当日9時に市内一斉サイレンを鳴らしますが、火災ではありません。

訓練は観覧できます。ぜひお越しください。

○**防火指導**

市内在住の方を対象に抽出したお宅へ、消防本部・署員が伺います。

災害情報のお知らせダイヤル

52 0001

消防署では、災害情報を自動音声装置でお知らせしています。（救急を除く）

火災時の逃げ遅れに注意

平成28年中の住宅火災による死者数は、８８５人（放火自殺者など除く）で、約半数の４４０人が逃げ遅れです。（平成29年版消防白書より）

火災時の煙は、思いのほか早く広がり、逃げる方向を見失ってしまう恐れがあります。いち早く対処するためにも、早期発見が大切です。住宅用火災警報器を設置していない方は、早期に設置しましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう

平成16年の消防法改正で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置場所は寝室です。寝室が2階にあれば、階段を上がった天井にも設置が必要となります。

大切な家族の命や財産を守るために、必ず設置してください。

○**維持管理のポイント**

①定期的に手入れしましょう。

火災警報器は、ほこりが入ると誤作動を起こす場合があります。乾いた布でふき取るなど定期的に掃除しましょう。

②作動確認をしましょう。

ボタンを押したり、ひもを引いたりして確認できます。

③古くなった火災警報器は電子部品の劣化や電池切れなどで感知しなくなることがあります。設置して10年を目安に取り替えましょう。

火気使用の飲食店の検査を実施 消防法一部改正で消火器設置義務

問い合わせ　消防本部 ☎(53)1048

消防法の一部改正により、消火器具の設置が必要な飲食店などの範囲が拡大されました。これは、平成28年に発生した糸魚川市大規模火災などを踏まえたものです。

改正では、火を使用する150㎡未満の全ての飲食店に、消火器具の設置と点検報告が義務付けられるようになります。（平成31年10月1日施行）

ただし、設備に防火上有効な措置があれば、消火器の設置は免除されます。

設置義務の有無の判断のため、消防署が立ち入り検査を実施します。ご協力をお願いします。

女性消防団員が住宅用火災警報器の啓発活動

問い合わせ　消防本部 ☎(53)1048

昨年12月、住宅用火災警報器の普及啓発のため、女性消防団員が、栗谷地区、阿多田地区の家庭を訪問しました。

啓発活動は、ゆめタウン大竹店でも行い、設置場所や点検方法、設置後10年を目安に本体の交換が必要なことなどを説明しました。